

京 都 市 の 政策評価の概要

京 都 市 総 合 企 画 局
市長公室政策企画調整担当



目 次

I 制度の概要

1 制度の意義と位置付け	1
2 評価の対象	2
3 評価の流れ	3
4 結果の活用	3
5 制度の向上	3
6 今年度のスケジュール	3

II 評価のしくみ

1 評価の手法	4
2 客観指標評価	4
3 市民生活実感調査	6
4 総合評価、今後の方向性	7

III 外部機関	10
----------	----

I 制度の概要

1 制度の意義と位置付け

京都市の政策評価は、京都市民のくらしやまちが今どのような状態であるかを把握し、京都市の政策の目的がどの程度達成されているかを評価するものです。

この評価は、統計調査等による客観指標評価と、アンケートによる市民生活実感調査の2つの評価結果を総合して行います。

この評価結果は、効果的で効率的な政策の企画・立案や予算の編成などに活用しています。

また、評価結果を分かりやすく公表することで、市民の皆様に市政の現状や京都のまちづくりの進み具合を理解していただく情報の一つとしています。

政策評価の目的

- ◇ 評価の成果を生かして、政策の企画・立案や市政の運営に役立てる。
- ◇ 市政の現状やまちづくりの進捗を市民の皆様に分かりやすく伝える。

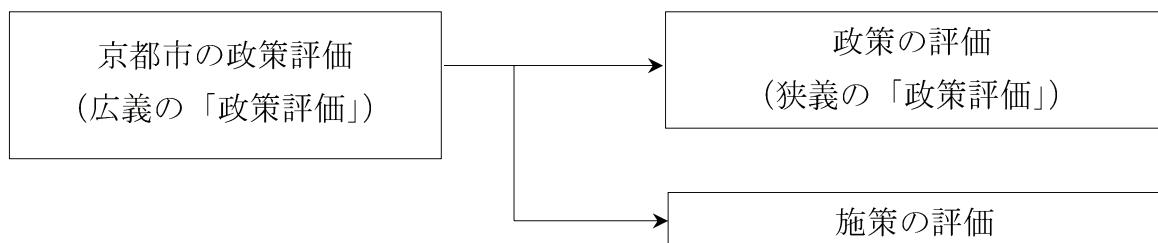
なお、平成19年6月に、政策評価を含めた本市の7つの評価制度*に共通する基本的事項を定めた「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（行政評価条例）」を施行し、これらの取組を恒久的、継続的なものとするとともに、総合的かつ体系的な行政評価システムの構築に向けた取組を推進しています。

〔※ ①政策評価、②事務事業評価、③公共事業評価、④交通事業事務事業評価、
⑤上下水道事業経営評価、⑥学校評価、⑦外郭団体経営評価〕

2 評価の対象

評価の結果を分かりやすく体系立てて示すため、「はばたけ未来へ！^{みやこ}京プラン（京都市基本計画）」（以下「京プラン」という。）に掲げる27の政策分野と114の推進施策を政策評価の対象としています。

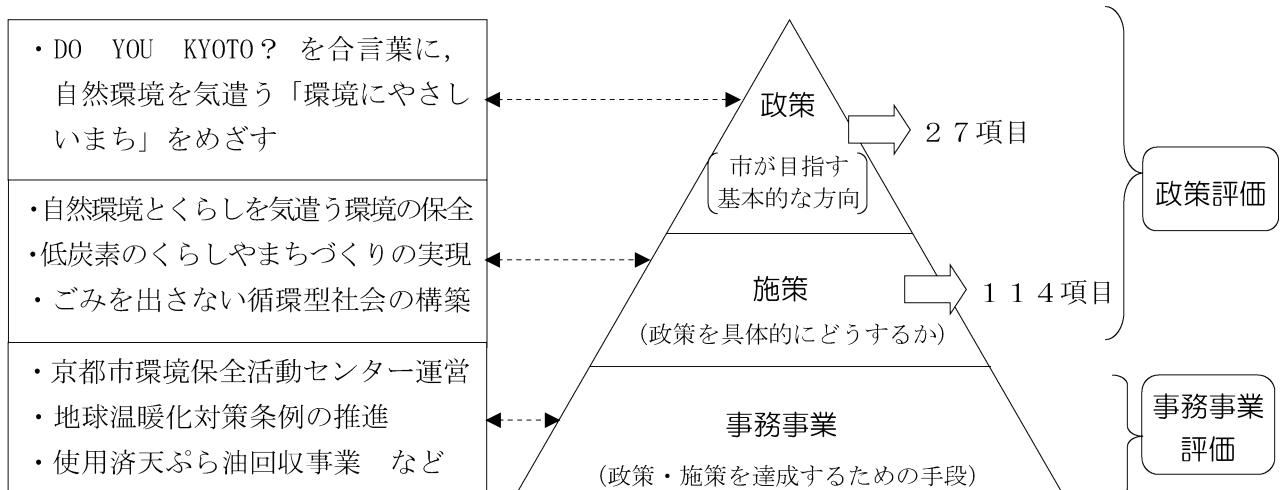
また、政策・施策を達成する手段である個々の事務事業については、別途事務事業評価により効率性等が評価されています。



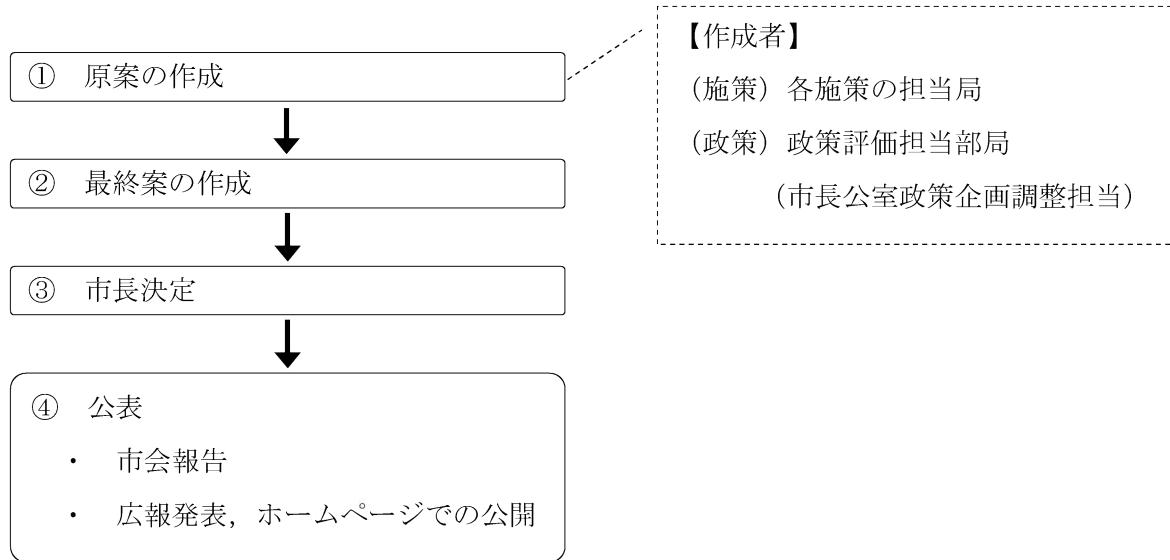
<政策分野1 「環境」の例>

「はばたけ未来へ！ 京プラン」

(京都市基本計画)



3 評価の流れ



4 結果の活用

評価結果は、政策の推進や予算編成を検討する際の情報として活用しています。

また、各局等においても事業等の効果を分析し、毎年度の運営方針や分野別計画の策定等に活用してください。

5 制度の向上

政策評価制度の向上を図るため、評価の主体者であり使い手である職員の皆様からの御意見を重視しています。改善すべき点、お気付きの点があれば、政策評価担当部局までお知らせください。

6 毎年度のスケジュール

5～6月	市民生活実感調査の実施・集計 等
5～8月	政策評価（施策の評価案、政策の評価案）の作成・決定
9月～ 10月頃	市会報告、政策評価結果の公表
11月～ 12月	第1回政策評価委員会＜当該年度の政策評価結果の審議＞
2～3月	第2回政策評価委員会＜次年度の政策評価制度の改善に向けた審議＞

※ 政策評価委員会の開催回数は議題等により、年度毎に異なる場合があります。

II 評価のしくみ

1 評価の手法

政策・施策の評価は、それぞれ客観指標評価・市民生活実感評価の二つの手法による評価結果を総合的に勘案し、目的の達成状況を次の5段階で総合評価します。

- A：政策（又は施策）の目的が十分に達成されている
- B：政策（又は施策）の目的がかなり達成されている
- C：政策（又は施策）の目的がそこそこ達成されている
- D：政策（又は施策）の目的があまり達成されていない
- E：政策（又は施策）の目的が達成されていない

評価の事務分担については、次のとおりです。

	政 策	施 策
評価案の作成	政策評価担当部局 ^{※1} ⇒政策を構成する施策の所管局・共管局は、担当する政策指標の基礎データ等を提供	施策の所管局 ^{※2} ⇒共管局 ^{※3} は、担当する施策指標の基礎データ等を提供
市民生活実感調査の実施	政策評価担当部局 ⇒施策の所管局に調査結果のデータを提供	

※1 政策評価担当部局…総合企画局市長公室（政策企画調整担当）

※2 所管局…各局所管の行政分野と基本計画の関連性等から施策ごとに設定

※3 共管局…所管局の他に施策に関連する局を設定

2 客観指標評価

本市において、市全体、部局、課等の目指すべき目標の共有、目標達成までの進行管理及び方向性の見直しを合理的に行うためには、市政が目標とする最終成果から個々の活動が導かれる道筋を明らかにしておく必要があります。

行政評価においても、この道筋に沿って、政策－施策－事務事業の各段階に応じた指標と目標値を設定し、数値を把握することで、より合理的かつ客観的な評価を行うことを目指しています。

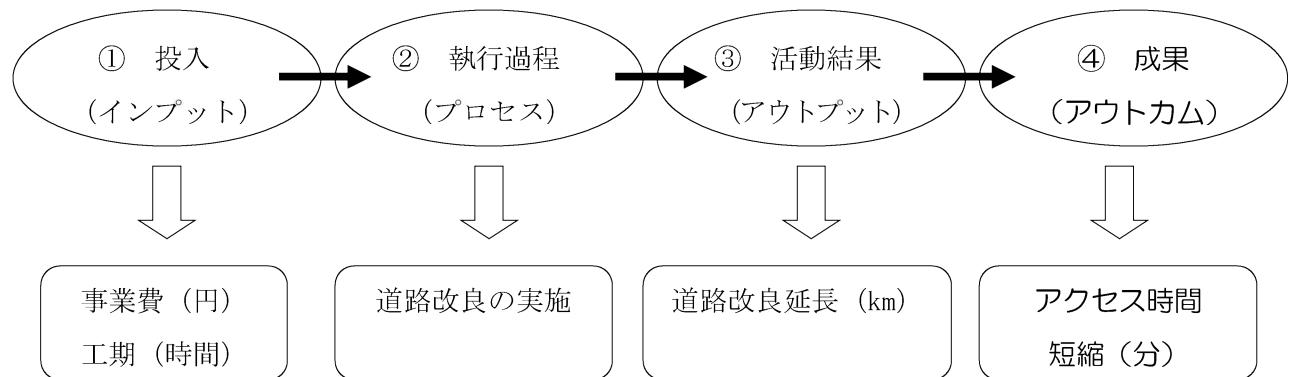
政策・施策の評価においては、統計調査等を基に政策・施策の成果を示す指標（アウトカム指標[※]）を設定し、その目標達成度等によって5段階（a～e）で評価しています。

〔※ 予算等の投入（インプット）による直接的成果（アウトプット）の結果得られた、社会的効果や市民からみた行政活動の効果を示す指標〕

客観指標の数は、各政策・施策につき1以上で、当該政策・施策に応じた適切な個数としています。

政策評価が各種行政活動に有効に活用できる信頼度の高い制度となるためには、適切な指標の設定が重要な要素となります。政策・施策の目指すところをよく検討し、現在は数値が把握できていないものでも、社会の動向や新たな統計情報等に注意して把握に努めるなど、常に望ましい指標の設定を追求してください。

＜「道路改良の実施」という事業における行政活動の流れのイメージ＞



＜実施上の注意＞

- ◇ 客観指標の適切な設定方法については、「客観指標の設定マニュアル」を参照してください。
- ◇ 客観指標評価の具体的な手順については、「客観指標データシート、政策・施策の評価シート記入要領」を参照してください。
- ◇ 客観指標の評価基準等をみだりに変更すると、適正な評価が妨げられ、評価自体の信頼性を損なうおそれがあります。やむを得ず変更が必要な場合は、事前に政策評価担当部局と調整してください。
- ◇ 客観指標に関する基礎データは、評価結果と共にすべて公開するため、市民の方が理解しやすい記述に努めてください。

3 市民生活実感評価

市民主体の市政を推進するに当たって、市民の生活実感は、政策・施策の成果に関する極めて重要な情報です。このため、客観指標評価に加え、市民3,000人（外国籍市民を含む。）を無作為抽出したアンケート調査「市民生活実感調査」の結果に基づく評価を行っています。

調査の設問は、京都市政策評価委員会の審議を経て、京プランに掲げる、市民と行政の協働により政策が実現した状態を示した「みんなでめざす10年後の姿」を基に作成しています。

この調査結果を集計し、点数化して、5段階（a～e）で評価しています。

また、それらの調査結果は、属性別（男女、年齢、居住年数など）に分析できる形で、各局へデータをお渡ししています。

＜市民生活実感評価の方法＞

市民生活実感評価は、市民にアンケートを行い、それぞれ記載してある問い合わせについて「a：そう思う」、「b：どちらかというとそう思う」、「c：どちらとも言えない」、「d：どちらかというとそう思わない」及び「e：そう思わない」から一つ選ぶ方法で調査を行ったうえで、以下のとおり、これを点数化し、5段階（A～E）で評価しています。

- ① 総回答数のうち、無回答のものを除き、これを有効回答数とする。
- ② 各回答について「そう思う」に2点、「どちらかというとそう思う」に1点、「どちらとも言えない」に0点、「どちらかというとそう思わない」に-1点、「そう思わない」に-2点を乗じ、それらの合計を有効回答数で除したものを作成の合計点とする。

◇算出例

そう思う	どちらかといふと そう思う	どちらとも 言えない	どちらかといふと そう思わない	そう 思わない	無回答	総回答	有効 回答
37	93	81	28	20	23	282	259

$$\frac{37 \times 2 + 93 \times 1 + 81 \times 0 + 28 \times (-1) + 20 \times (-2)}{259} = 0.382$$

③ 合計点に応じ 5 段階で評価を行います。

◇ 5 段階評価の区分

区 分	数 値	評 価
a	0. 8 以上	大変良い状況にある
b	0. 3 を超え 0. 8 未満	やや良い状況にある
c	-0. 3 以上 0. 3 以下	(状況は) どちらとも言えない
d	-0. 8 を超え -0. 3 未満	やや悪い状況にある
e	-0. 8 以下	大変悪い状況にある

算出例では、 $0.3 < 0.382 < 0.8$ となり、評価結果は b となります。

＜客観指標と市民生活実感評価の差について＞

政策評価は、客観指標の数値の状況（客観）と市民生活実感評価の市民の感じ方（主観）に差がないことが理想です。しかし、この両者に差が生じた場合は、その原因を調査・検討することで、市民ニーズの変化や方向性の見直し等、政策の立案に有効な情報が得られる可能性があります。

例：客観指標総合評価の方が際立って高い政策・施策について考えられる可能性

⇒ 客観指標が政策・施策を反映していない。

⇒ 取組の P R 不足や報道によるイメージ等から、取組の努力が市民に実感されにくい。

4 総合評価、今後の方向性

政策・施策の総合評価は、客観指標評価と市民生活実感評価を総合的に勘案して、5段階（A～E）で評価しています。

また、評価結果の分析を踏まえて今後の方向性を示すことで、政策・施策をより一層推進するとともに、市民への説明責任を果たしています。

各局で行う施策評価のしくみ

※名称、数値をはじめ、すべて例示です。

客観指標評価

統計調査等を基に政策・施策の成果を示す指標を設定し、その目標達成度などにより評価する客観的な評価

客観指標を設定し、目標達成度や前年推移など、指標に応じた評価します。

新しい統計数値やデータなどを把握します。

a～e の 5 段階で評価します。

客観指標の例

「こどもたちが実践したエコライフの実施向上率」

評価方法：目標値 10 %に対する達成度

- a : 10 以上
- b : 7.5 以上 10 未満
- c : 5 以上 7.5 未満
- d : 0 以上 5 未満
- e : 0 未満

最新数値

改善率 9.8%

客観指標評価

b



＜例＞施策 O1O1
「自然環境とくらしを
気遣う環境の保全」

- A : 施策の目的が十分に達成されている
- B : 施策の目的がかなり達成されている
- C : 施策の目的がそこそこ達成されている
- D : 施策の目的があまり達成されていない
- E : 施策の目的が達成されていない

**市民生活
実感評価**

市民の皆さん日々の生活実感を尋ねるアンケートの結果により評価する市民の実感からの評価

市民生活実感調査を実施します。

回答を集計します。

各回答を点数化して一定の基準で a～e の 5 段階で評価します。

調査の設問例

問：「京都の子どもたちは、自然環境をかけがえのないものと実感している。」
答：
a : そう思う
b : どちらかというとそう思う
c : どちらとも言えない
d : どちらかというとそう思わない
e : そう思わない

有効回答数 619 のうち

a : 129	(20.8%)
b : 323	(52.2%)
c : 95	(15.3%)
d : 45	(7.3%)
e : 27	(4.4%)

市民生活実感評価

a



★ 1～4 は次ページで説明

- ★ 1 一つの施策に複数の客観指標を設定した場合、基本的には、各指標の評価（ $a = 4$ 点～ $e = 0$ 点に換算）を平均して、その施策の客観指標評価結果を算出しています。

ただし、指標によって施策に占めるウエイトが高いものとそうでないものがある場合は、主たる指標（複数でも可）を「1倍」とし、ウエイトの低い指標を「0.5倍」又は「0.25倍」として、平均値を算出しています。

なお、一つの政策に複数の客観指標を設定した場合、政策指標はすべて重要と考えられるため、すべて等倍で平均値を算出しています。

- ★ 2 一つの政策・施策に複数の設問がある場合、各設問の評価（ $a = 4$ 点～ $e = 0$ 点に換算）を平均して、その施策の市民生活実感評価結果を算出しています。

- ★ 3 施策の総合評価において、客観指標評価結果と市民生活実感評価結果の間に開きがあり、かつ、中間値を取れない場合（例：施策の客観指標評価結果がA、市民生活実感評価結果がD）に、どちら寄りの値を取るかについては、各局において施策の性質に応じて予め選択していただいている「重み付け」によって決定しています（評価の一貫性を担保するため、この「重み付け」については変更できません）。

なお、政策の総合評価は、政策評価担当部局において、構成する施策の評価結果も踏まえて、より多角的な観点から行う必要があるため、このような一律の「重み付け」は行っていません。

- ★ 4 政策・施策の総合評価において、当年度の市民生活実感評価結果が客観指標評価結果と比べて格段に（概ね2段階以上。以下同じ。）低く（例：客観指標評価結果がA、市民生活実感評価結果がC以下）、かつ、※当年度の市民生活実感評価が前年度より格段に下がった場合（例：市民生活実感評価結果が前年度のAからC以下に下落）は、当年度の市民生活実感が特殊な事情により過度に悪化した可能性があります。

そのように市民生活実感評価結果が下落した原因を分析した結果、それが本市の取組努力では正し得ない特殊事情に起因すると判断される場合は、総合評価の原因分析欄に特記事項であることを明記（「・特記事項として、」など）しています。

III 外部機関

行政評価条例第11条第1項の規定により、有識者等で構成する京都市政策評価委員会を設置しています。

京都市政策評価委員会の役割

- ◆ 政策評価制度の公正な運用と向上を図るため、
 - ◇ 政策評価制度の充実に向けた提案
 - ◇ 政策評価の手法についての助言及び提案
 - ◇ 自己評価の方法及び実施過程への助言

委員会の意見を参考に、翌年度に向けた政策評価制度の充実や改善を行います。なお、委員会の意見は、本市が行った評価の方法に対して述べられるものであり、評価結果の妥当性等の第三者評価を行うものではありません。